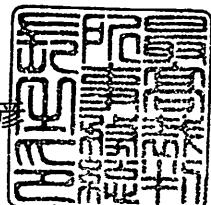


令和元年 8月 5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



### 理由説明書

本日付けの諮詢（要旨は下記1のとおり）について、下記2のとおり理由を説明します。

### 記

#### 1 諒問の要旨

苦情申出人は、東京高等裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和元年7月3日付け苦情申出書のとおり主張しているが、原判断庁による判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

東京高裁が平成30年3月15日付で岡口基一裁判官を厳重注意処分とした際に作成した文書

##### (2) 原判断庁の判断内容

原判断庁は、(1)の開示の申出に対し、平成31年4月19日付け答申（平成31年度（情）答申第1号）を受けて当庁が行った是正の指示に従い、令和元年6月27日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人に開示された注意書（以下「本件注意書」という。）には、厳重注意の内容が記載されており、これは行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

また、本件注意書の不開示部分は、当該裁判官に対する分限裁判の決定において明らかにされていない部分であるところ、同部分を開示すると、人事管理に係る事務に関する判断権者及び職員に対し、文書の作成、管理、保存について好ましくない影響が生ずる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することになる（法第5条第6号ニ）。

なお、苦情申出人は、本件注意書の不開示部分がインターネットで公表されている可能性を主張するが、裁判所において同部分を公表したことはない。

イ 苦情申出人は、本件注意書に関する決裁文書が別に存在すると主張するが、東京高等裁判所が平成30年3月15日付けで行った厳重注意は、下級裁判所事務処理規則21条に基づき、事務の取扱いや行状についての改善を目的として行うものであって、懲戒処分のような制裁的な効果を伴わない措置であると解される。そして、同条によれば、その主体は、高等裁判所においては、高等裁判所長官とされており、専ら高等裁判所長官の責任において、注意の要否やその態様等を決することが予定されている。また、同条には、注意の方法等についての規定はなく、他に、注意の方法や文書の作成の要否等に関する定めも見当たらない。

したがって、東京高等裁判所長官が下級裁判所事務処理規則21条に基づく厳重注意に係る意思決定を行うに際し、本件注意書以外の文書の作成が必ず求められるものではない（平成29年度（情）答申第1号参照）から、本件注意書以外の文書を作成又は取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。